

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2025年1月号 | No. 01/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT が日常生活に貢献するマルチラテラリズム (多国間主義) の一例に挙げられる

国連 (UN) は、「多国間主義は、私たちが使用するテクノロジーから海外旅行の安全性に至るまで、私たちの日常生活の多くの側面を形成し、向上させる上で極めて重要な役割を果たしている。」と述べ、日常生活に貢献する国連に関連した多国間主義の実例を国連ウェブサイトにも挙げています。

多国間主義が私たちの日常生活にどのような影響を与え、向上させているかを示す一例として、特許協力条約 (PCT) を挙げ、「特許協力条約 (PCT) は 150 か国以上の特許保護を合理化し、発明を保護し、グローバルなイノベーションを促進している。」と言及しています。

PCT は、知的財産の分野における実践的かつ具体的な多国間主義を示す優れた例であり、イノベーターに多大な恩恵をもたらし、世界中のイノベーションを促進していることに私たち WIPO も同感します。

当ページ “Global Issues: Multilateral System” は、以下の国連ウェブサイトのリンクからご利用いただけます。

<https://www.un.org/en/global-issues/multilateral-system>

PCT 作業部会会合文書

第 18 回 PCT 作業部会会合が、2025 年 2 月 18 日から 20 日までジュネーブにて開催されます。関連文書は、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=86208

PCT アップデート

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

CA: カナダ (手数料表の修正)

IL: イスラエル (手数料)

KG: キルギスタン (インターネットアドレス)

KZ: カザフスタン (通知)

RS: セルビア (手数料)

UA: ウクライナ (国際出願の提出に認められる言語、紙形式による写しの部数)

US: 米国 (手数料)

受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) に支払う、以下の手数料の料金が、2025 年 1 月 19 日から変更になりました (最初の括弧内の料金は「小規模事業体」による出願に適用され、2 つ目の括弧内の料金は「極小規模事業体」による出願に適用されます)。

送付手数料: 285 米国ドル (114) (57)

優先権の回復請求手数料: 2,260 米国ドル (904) (452)

また、同日から、指定 (若しくは選択) 官庁としての当該官庁に支払う、以下の国内手数料の一部料金も変更になりました (最初の括弧内の料金は「小規模事業体」による出願に適用され、2 つ目の括弧内の料金は「極小規模事業体」による出願に適用されます)。

基本国内手数料: 350 米国ドル (140) (70)

調査手数料:

- IPRP (特許性に関する国際予備報告) (第 II 章) が IPEA/US により作成され、又は見解書が ISA/US により作成され、全てのクレームが PCT 第 33 条(1) から (4) までの規定を充足している場合: [変更なし]

- 国際調査手数料が ISA としての USPTO に支払われた場合: 150 米国ドル (60) (30)

- 調査報告が US 以外の ISA により作成され、IB により USPTO に提供される、又は IB により USPTO に事前に通信があった場合: 580 米国ドル (232) (116)

- その他全ての状況: 770 米国ドル (308) (154)

審査手数料:

- IPRP (特許性に関する国際予備報告) (第 II 章) が IPEA/US により作成され、又は見解書が ISA/US により作成され、全てのクレームが PCT 第 33 条(1) から (4) までの規定を充足している場合: [変更なし]

- その他全ての状況: 880 米国ドル (352) (176)

50 枚あたり、又は明細書と図面が 100 枚を超える 場合の端数 (電子媒体で提出された配列表又はコン ピュータプログラムリストは除く):	450 米国ドル	(180) (90)
3 項を超える独立クレーム、1 項あたりの 追加手数料:	600 米国ドル	(240) (120)
20 項を超える独立/従属クレーム、 1 項あたりの追加手数料:	200 米国ドル	(80) (40)
加えて、出願に多項従属クレームがある場合、 出願 1 件あたり:	925 米国ドル	(370) (185)
国内段階の開始日以降に支払う調査手数料、 審査手数料の超過手数料、又は宣誓書 若しくは宣言書の提出に支払う超過手数料:	170 米国ドル	(68) (34)
PCT 第 22 条又は 39 条(1) に基づき適用 する期間の満了後に英語翻訳文を提出する 場合の処理手数料:	150 米国ドル	(60) (30)
膨大な配列表の出願手数料:		
300MB から 800MB までの配列表の提出:	1,140 米国ドル	(456) (228)
800MB 以上の配列表の提出:	11,290 米国ドル	(4,516) (2,258)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) 及び国内編、概要 (US) が更新されました)

UY: ウルグアイ (管轄国際調査機関、一般情報、受理官庁としての当該官庁の要件に関する情報、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

取扱手数料 (イスラエル特許庁)

2025 年 2 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としてのイスラエル特許庁に対してイスラエルシェケルで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 812 イスラエルシェケルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (IL) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (イスラエル特許庁、国立産業財産機関 (ブラジル))

2025 年 2 月 1 日から、イスラエル特許庁が実施する国際調査について、スイスフランとユーロで支払う換算額が変更になります。新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

2025 年 3 月 1 日から、イスラエル特許庁が実施する国際調査について、イスラエルシェケルで支払う料金が変更になります。新料金は、同じく変更となるその他の手数料とともに、以下に表示します。

調査手数料: 4,101 イスラエルシェケル

追加調査手数料: 4,101 イスラエルシェケル
 遅延提出手数料: 527 イスラエルシェケル
 書類 1 件あたりの写しの手数料: 50 イスラエルシェケル

また、2025 年 3 月 1 日から、国立産業財産機関（ブラジル）が実施する国際調査について、スイスフランとユーロで支払う換算額も変更になります。新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR) と (IL) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料（イスラエル特許庁）

2025 年 3 月 1 日から、国際予備審査機関としてのイスラエル特許庁に対して米国ドルで支払う、以下の手数料の料金に変更になります。

予備審査手数料: 1,758 イスラエルシェケル
 追加予備審査手数料: 1,758 イスラエルシェケル
 遅延提出手数料: 527 イスラエルシェケル
 書類 1 件あたりの写しの手数料: 50 イスラエルシェケル

(PCT 出願人の手引 附属書 E (IL) が更新されました)

世界知的財産の日 - 2025 年 4 月 26 日

知財と音楽 - Feel the beat of IP

2025 年の世界知的財産の日（World Intellectual Property Day）では、クリエイティブ活動とイノベーションが、知的財産（IP）権に支えられ、発展を続ける音楽シーンを盛り立てることで、あらゆる場所の全ての人に利益をもたらす側面に焦点を当てる機会です。

2025 年のテーマは「知財と音楽 - Feel the beat of IP」です。

人類共通の言語であると言われる音楽と、音楽の未来を形作り、IP の鼓動を感じさせる新しいサウンドやスタイル、テクノロジーを創り出している才能豊かなクリエイターや発明者、起業家たちを共に称えましょう。

イベントへ参加したい方でさらに内容について知りたい方は、WIPO がお勧めするアクティビティ、リソースやプロモーション資料をチェックして下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipday/2025/index>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

世界知的財産の日キャンペーンを皆様の啓発目標に合わせて企画・運用し、ターゲット層へのインパクトを最大化する方法など、詳細については以下の WIPO ウェブサイトのリンクをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipday/2025/create-your-campaign>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO 標準 ST.26 - 最小長要件に関する調査

WIPO 標準 ST.26 は、特許出願におけるヌクレオチド及び/又はアミノ酸配列の提示に関する統一要件を定めています。WIPO 標準委員会により設置された配列表タスクフォースは、同標準の修正案を作成する作業を担っており、現在、同標準の第 8 項に定義されている最小長要件 (minimum length requirement) の修正を検討中です。

当タスクフォースは、最小長要件が与える影響を判断するため、出願人や関係者から直接意見を収集する意向です。出願人、特許代理人、その他の関係者でご関心のある方は、2025 年 3 月 31 日までに以下の調査にご参加下さい。

<https://surveys.wipo.int/s3/Short-Sequences-Applicants>

当調査についてのご質問は、国際事務局までお問い合わせ下さい。

wiposequence@wipo.int

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しいウェビナー動画

英語ウェビナー

以下の英語ウェビナー動画 (下部に表示された日付に配信済み)

– Maturing ePCT webinar series: Request for Change under PCT Rule 92bis
(2024 年 12 月 10 日と 12 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

実務アドバイス

洪水を理由とした優先権の回復請求

Q: 当方は、報道機関により大々的に報じられた豪雨と洪水により甚大な被害を受けた地域に所在する特許代理人です。その洪水により、優先期間内に PCT 出願をすることができませんでした。「状況において必要とされる相当の注意が払われた」という基準に基づき、受理官庁に対し優先権の回復請求をしたいと思っています。理由の陳述では、洪水のためと言及するだけで十分でしょうか？

A: 先月の PCT ニュースレター (2025 年 12 月号) の実務アドバイスで、優先権の回復請求の手続と適用基準について説明したとおり、PCT 規則 26 の 2.3(a)(ii) に基づく故意ではない基準を満たすためには、優先期間を遵守できなかったのは故意ではなかったことを示すことができれば十分な場合があります。しかしながら、PCT 規則 26 の 2.3(a)(i) に基づく「相当な注意」というより高い基準を満たすために

は、出願人は、ある状況において合理的に注意深く行動する出願人であれば取ったであろうあらゆる手段をとっていたという詳細な証拠を提出しなければなりません。これには、出願の遅滞に至った事実や状況、優先期間内に国際出願できるように取られた是正措置又は代替措置を詳細に説明することが含まれます。

受理官庁は、この「相当な注意」基準が満たされたかどうかを判断する際、優先期間が満了した時点までの個別の案件に応じた事実や状況を考慮します。洪水などの自然災害は、その災害が、出願人が期間内に PCT 出願することができないような状況を生じさせた場合には、原則として「相当な注意」基準を満たす「不可抗力」の事象とみなされる可能性があります。公衆が認識していた洪水のため期間内の出願ができなかったと述べるだけでは十分ではありません。そのかわり、洪水によって電気やインターネットが使えず、関連ファイルにアクセスできなかったり、クライアントと連絡を取ることができなかったり、道路が冠水して物理的に事務所にたどり着けなかったりするなど、洪水によってどのように優先期間を遵守することができなかったのかについて具体的に説明しなければなりません。また、優先期間が満了した時点でも、これらの状況が存続していたことも証明する必要があります。

出願人が代理人によって代理されている場合、「相当な注意」基準を満たすためには、出願人と代理人の双方が「相当な注意」を払ったことを示す必要があります。出願人に関しては、通常の場合においては、資格のある代理人を選任することで出願人の立場における「相当な注意」基準を満たすのに十分だと考えられます。代理人に関しては、国際出願できなかったことが代理人自身に関連することであった場合には、代理人が、ある状況において合理的に注意深く行動する出願人であれば取ったであろうあらゆる手段をとっていたことも示す必要があります。

一般に、受理官庁は、問題となっている状況について代理人が十分な情報を提供していないと判断した場合には、受理官庁が定めた期間内に、出願の遅滞に至った特定の事実や状況を説明する追加情報を提出するよう代理人に求めます。従って、受理官庁から最終判断を得るまでの遅延を避けるため、最初の理由の陳述には必要な情報を提供することが望ましいです。

理由の陳述を補足することはできますが、優先期間が満了した日から 2 か月以内、又は出願人が国際公開のための技術的準備が完了する前 (PCT 規則 26 の 2.3(e)) に早期の国際公開を請求している場合で、理由の陳述が全く提出されなかった場合には、通常、受理官庁は、理由の陳述が提出されなかったことを理由に優先権の回復請求を拒否する点にご留意下さい。

各受理官庁は個々の事情に応じた分析を行っており、PCT 受理官庁ガイドラインでは、優先権の回復請求に対処する際に官庁が従うべき一般的な指針を、幾つかの典型的なシナリオや考慮事項とともに説明しています。以下のリンクにてご参照下さい。

www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro166a_166t.html#_166m

(訳者注: 日本国特許庁による日本語仮訳抜粋が、以下のリンクからご参照いただけます。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/yusenken_kaifuku/rogl.pdf)

各国が適用する基準の一覧は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

また、不適合の規定が有効である官庁の一覧については、“PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities” の表をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 規則 26 の 2.3(a)(i) の意味における「相当な注意」を払った基準を満たすことについてのより詳しい情報は、PCT ニュースレター2020 年 2 月号に掲載されています。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_2.pdf

(事務職員による単独の人為的過誤))

(訳者注: 日本語

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=14)

「不可抗力」が生じた状況における優先期間以外の期間の許容については、PCT ニュースレター2020 年 3 月号と 5 月号の実務アドバイスをご参照下さい。